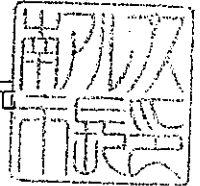


南ア国第2-41号

平成31年2月15日

南アルプス市国民健康保険運営協議会会長 様

南アルプス市長 金丸 一 元



南アルプス市国民健康保険税について（諮問）

国民健康保険財政の安定した運営を図るため、国民健康保険税に係る次の事項について、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則（平成15年4月1日規則第80号）第2条の規定に基づき貴協議会の意見を求めます。

1 保険税率等について

平成31年度の国民健康保険税の税率等（均等割額、平等割額、所得割率）は、据え置きとする。

2 保険税賦課限度額の改定について

平成31年度の医療給付費分の賦課限度額について、平成31年度税制改正により地方税法施行令が改正された場合、前年度から3万円引き上げ、6.1万円とする。

南ア国運第3号

平成31年2月18日

南アルプス市長 金丸 一元 様

南アルプス市国民健康保険運営協議会

会長 岩下 琴美



南アルプス市国民健康保険税について（答申）

平成31年2月15日付け南ア国発第2-41号で諮問のあったこのことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

1 保険税率等について

国民健康保険事業の運営上、原案どおり国民健康保険税を改定しないことが適当であると認める。

2 保険税賦課限度額の改定について

国民健康保険事業の運営上、原案どおり医療給付費分の賦課限度額を前年度から3万円引き上げ、61万円とすることが適当であると認める。